

【目的】

人口減少・超高齢社会の中、子どもからお年寄りまで誰もが安心して住み続けることのできるまちづくりが重要となっている。

そこで、多大な公共投資を行わず、地域の協力により、バス交通が利用しやすくなり、車を自由に使えない人も日常生活に不便を感じることなく、他の地域とつながるまちの実現を目指す。

また、バス停を中心とした徒歩圏で、誰もが出歩きやすく、地域とつながりやすいまちづくりを実現する。

「バスまちスポット」とは…

①:バス停近く(概ね50m圏内)で、バスを気軽に待てる施設

②:時刻表を掲示又は配布

③:ステッカーを掲示



「まち愛スポット」とは…

①:バス停まで、歩く際に休憩できる施設(概ね500m圏内)

②:ベンチや椅子を設置

③:ステッカーを掲示



【例】

商店、コンビニエンスストア、病院、金融機関、公共施設等

令和6年度登録状況

登録施設:川島町地域活動センター ウェスト

(旧ふれあいセンターフラットピア川島)

登録日:令和6年11月8日

八幡団地バス停から概ね50m

トイレ、屋根、椅子有



※参考:県内登録状況(令和7年7月末時点)

登録市町村数	バスまちスポット	まち愛スポット
37	399	48

「バスまちスポット」候補地

- 登録済
- 商業施設
- コンビニ



バスまちスポット登録に向けての今後のスケジュール

実施月	実施内容	備考
8～9月	バスまちスポット候補地選定	
9月～12月	事業者、バス会社、県との調整	
1～3月	調整内容の実施 バスまちスポット登録	